

平成29年12月

保護者の皆様

船橋市教育委員会

船橋市の学校給食について(追加)

平素より、学校教育に対するご理解ご協力に感謝申し上げます。

さて、平成29年11月に船橋市教育委員会で「船橋市の学校給食について」の文書を作成しましたが、その後、神奈川県における経口免疫療法の重篤な有害事象が発生しました。有害事象があった経口免疫療法と食物負荷試験とは内容が違いますが、現状を総合的に判断し、運用について下記のとおりといたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 食物負荷試験の必要性については、主治医等と相談の上、決定してください。
※食物負荷試験が不要の場合、主治医等と食べられる食物と食べられない食物をしっかりと確認をお願いします。
- 2 「生の鶏卵」については、食物負荷試験は一般的には実施することはないので、下記の2つの条件を満たしていれば、食物負荷試験を実施しなくても、今までどおり、喫食することができます。
 - (1) 今まで、マヨネーズ・卵焼き等、給食で提供されていた鶏卵をすべて食べていた。(新小学校1年生については、ご家庭・幼稚園・保育園等において、マヨネーズ・卵焼き等をすべて食べていた。
※今まで「少しだけ食べていた」「つなぎは食べていた」「〇gまで食べていた」等の場合は、提供できません。
 - (2) 医師から、学校生活管理指導表の「その他の配慮・管理事項」欄に「マヨネーズ・加熱した卵は食べてよい。」等と記入がしてある。
※今回、すでに医療機関に行っている場合は、再度、行く必要はありません。学校との面談の時に確認してください。

- 3 牛乳は下痢をするために飲めないが、乳製品は食べても症状がでない場合には、「乳糖不耐」の可能性が高く、乳糖不耐であれば乳製品を食べることができます。主治医等とご確認ください。

【お願い】

医療機関を受診する場合は、以下の書類をお持ちください。

- ・医療機関宛ての文書(今回配布)
- ・学校生活管理指導表